

「平成 26 年版成果レポート(案)」について

平成 26 年 6 月 3 日
総 務 部

1 構成

平成 26 年版成果レポートは、「みえ県民カビジョン・行動計画」に基づいて取り組んできた施策等について、平成 25 年度の実績や目標達成状況をふまえた上で、平成 26 年度の数値目標や取組方向を明らかにするものです。

(平成 26 年版成果レポート構成案)

章	内 容
	知事あいさつ(できあがりのみ)
第 1 章 平成 25 年度 の県政運営 と平成 26 年 度の経営方 針	(1) 平成 25 年度を振り返って (2) 平成 25 年度の主な取組 1 平成 25 年度三重県経営方針に掲げる「政策展開のポイント」 にかかるとる主な取組 I 三重県のブランド力アップ～三重の魅力を大きく発信～ II 地域を守る～防災・減災対策の推進～ III 子どもを守る～児童虐待やいじめへの対応～ 2 みえ県民カビジョンに掲げる「政策展開の基本方向」に沿った 16 の政策にかかるとる主な取組(行政運営の取組を含む) I 『守る』～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～ II 『創る』～人と地域の夢や希望を実感できるために～ III 『拓く』～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～ IV 行政運営の取組 (3) 平成 26 年度三重県経営方針 I 平成 26 年度の三重県経営にあたって II 平成 26 年度の政策課題及びその展開方向 III 平成 26 年度の行政運営 IV 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～ <参考> 県民の皆さんの「幸福実感」について (「第 3 回みえ県民意識調査」の概要)
第 2 章 施策の取組	(1) 政策体系とは (2) 政策体系一覧 (3) 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の算 出方法について (4) 施策数値目標等一覧 (5) 施策評価表の見方 (6) 施策評価表 ・ 県民の皆さんとめざす姿 ・ 平成 27 年度末での到達目標 ・ 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由 ・ 県民指標及び活動指標の目標値、実績値及び達成状況等 ・ 予算額等 ・ 平成 25 年度の取組概要 ・ 平成 25 年度の成果と残された課題(評価結果) ・ 平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

<p>第 3 章 選択・集中プログラム の取組</p>	<p>(1) 選択・集中プログラムの取組とは (2) 選択・集中プログラムの取組一覧 (3) 選択・集中プログラムの取組数値目標等一覧 (4) 選択・集中プログラムの取組評価表の見方 (5) 選択・集中プログラムの取組評価表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの目標 ・評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由 ・プロジェクト及び実践取組の目標値、実績値及び達成状況等 ・予算額等 ・平成 25 年度の取組概要 ・平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果） ・新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見 *新しい豊かさ協創プロジェクトのみ ・平成 26 年度の改善のポイントと取組方向
<p>第 4 章 行政運営の 取組</p>	<p>(1) 行政運営の取組とは (2) 行政運営の取組一覧 (3) 行政運営の取組数値目標等一覧 (4) 行政運営の取組評価表の見方 (5) 行政運営の取組評価表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・めざす姿 ・平成 27 年度末での到達目標 ・評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由 ・県民指標及び活動指標の目標値、実績値及び達成状況等 ・予算額等 ・平成 25 年度の取組概要 ・平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果） ・平成 26 年度の改善のポイントと取組方向
<p>参考</p>	<p>用語説明</p>

2 前年度からの主な変更点

- (1) 第 1 章において、「平成〇〇年度の取組の総括」を廃止
- (2) 第 2 章から第 4 章において、「改善・注力一口コメント」を廃止
- (3) 各評価表の変更
 - ① 施策の取組、行政運営の取組にあった「特に注力するポイント」を削除。
 （「平成 26 年度の改善のポイントと取組方向」において、特に注力するポイントには「○」を記載する。）
 - ② 「平成 25 年度の取組概要」「平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）」「平成 26 年度の改善のポイントと取組方向」の各文章の先頭の「・」は○番号へ変更。

2 今後の予定

- (1) 6月17日～6月20日 各行政部門別常任委員会
主担当部局ごとに、施策、選択・集中プログラム及び行政運営の取組について調査いただきます。

- (2) 7月中旬 成果レポート正本の公表
県ホームページ上に掲載します。
また、冊子を本庁舎ほかで配布し、あわせて市町や関係団体等に配布します。